

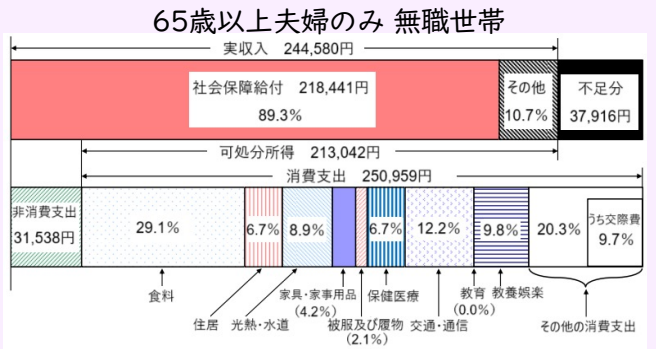
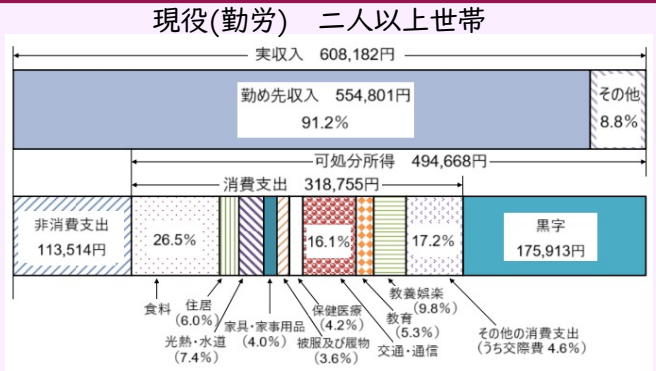
【特集】収入に対して、実際に使えるお金はどれくらい？

働いて稼いでも全額自由に使えるわけではありません。税金や社会保険料が差し引かれ、残った部分を実際に使えるお金になります。これを可処分所得といいます。

では、実際の可処分所得はどのくらいなのでしょう？家計調査によると、現役世代の可処分所得は494,668円で、実収入の81%。つまり、税・社会保険料の負担は、収入の2割程度ということがわかります。

一方、65歳以上の無職世帯の可処分所得は213,042円で実収入の87%。リタイア世代でも税・社会保険料の負担は収入の1割強ということになります。

もちろん、収入によりこの割合は異なります。ご自身の場合はどうなのか、一度調べてみるのも良いかもしれませんね。



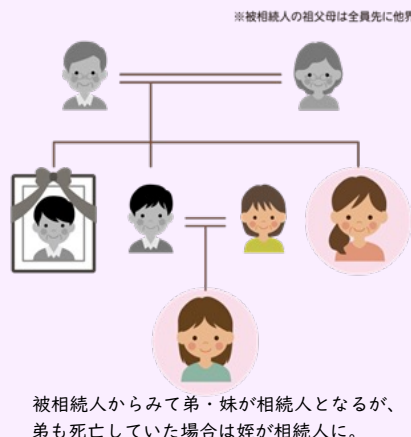
出典: 家計調査報告 2023年

【コラム】おひとりさまの相続、財産を渡したい人がいる場合は遺言を！

おひとりさまで相続が発生した場合について確認しましょう。親が他界していれば、兄弟姉妹が法定相続人になります。兄弟姉妹が他界しそれらに子がいれば、甥・姪が代襲相続人となります。しかし、甥・姪が他界していた場合、その子は相続人にはなれません。兄弟間の場合、代襲相続は甥・姪までとなります。

相続人がいない場合は、行政や利害関係者等からの申し立てにより、家庭裁判所が相続財産清算人を選任、官報公告をし、相続人がいないことの確認を行います。相続人がいないことが確定されると、債務などが清算され、残った財産は国庫に帰属、つまり国の財産となります。また、内縁の配偶者など特別縁故者がいる場合は、財産分与の請求を行うことができます。特別縁故者の財産分与請求は、相続人がいないことが確定してから3カ月以内に家庭裁判所に申し立てをする必要があります。

「疎遠になっている兄弟姉妹には相続せず、お世話になった第三者に遺贈したい」という場合は、遺言書を作成しておきましょう。兄弟姉妹には遺留分(一定割合の遺産を取得できる権利)がないため、遺言書通りに財産を処理することができます。専門家に相談しながら、しっかりと内容を検討するとよいでしょう。



今月のマネークイズ

給与の場合、収入から各種控除額を差し引いた金額に対して所得税が課せられます。では、学生のアルバイト収入は、通常いくらを超えると所得税が課せられるのでしょうか？

- 1 年100万円
- 2 年103万円
- 3 年130万円



(答えは裏面にあります)

今月のお知らせ

10月に旬を迎える松茸。近年日本では北欧の松茸が人気だそうです。北欧産の松茸は日本の松茸とほぼ同じDNAを持ち、価格が安いのがその理由です。

そこで不思議なのが、ヨーロッパではほぼ松茸を食べないこと。日本人は好きなあの香りが、ヨーロッパでは受け入れられないそうです。。



マネークイズの答え

答えは 3

学生のアルバイト収入の場合、収入から基礎控除48万円、給与所得控除55万円～、勤労学生控除27万円を控除することができます。

よって130万円までは非課税となります。
(なお、個別の控除額は考慮していません)

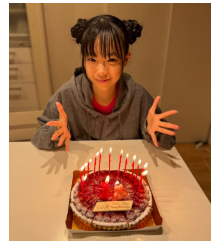
編集後記

ようやく少し気温も下がり秋を感じる季節になってきました。と同時に2024年も残り3ヶ月と月日が過ぎる速さが年々増してきている気がします😊

北陸では2024年の元旦から大地震があり、先日の豪雨による災害も含めて、特に能登地方では非常な大きなダメージを受けています。中々復興が進まないことにもどかしく思う所もありますが、石川県だけでなく日本全体で一致団結して前を向いて進んでいけたらと思います。

【近況報告その1】

我が家では9月と10月は誕生日が多いのでケーキを食べる機会が多くなります。今回2番目の子の誕生日で、イチゴタルトのホールを注文しましたが、毎回このケーキをお願いするか迷います。ホールケーキのレパトリーを増やしたいので、オススメのケーキ屋さんをご存じの方ぜひ教えて頂けると嬉しいです!!



【近況報告その2】

能登町の「イカキング」が無事なことを確認してきました。ボランティア以外で七尾市よりも北へ行く機会が無かったなかつたのですが、先日昔の職場の先輩が横浜から来られたので、復興支援という名の美味しいもの巡りで行ってきました。まだまだ地震の爪痕が酷い所が多々ある中、少しでも多くの人足を運ぶことで、観光や飲食面で以前の賑わいにつながっていったらいいなと思います。



新・サービス

「アフターフォローZOOMやってます」

資産形成・保険の内容確認を1年以降経過したタイミングで改めて認識合わせ出来たら良いと思います。

(特に以下のようなケースに該当する場合)

- ・数年経過して現在の運用状況が気になる
- ・時間が経過して内容をすっかり忘れてしまった
- ・たまに届く運用状況書類の見方も分からず放置...

※ご希望の方はLINEにてお気軽にご連絡ください!

📌 公式LINEから参照出来るコンテンツ 📌

<p>NEWS きたじま通信 Newsletter 最新号</p> <p>現在、10月号を見れます</p>	<p>あなたと似た状況の方がいるかも!</p> <p>お気軽にどうぞ!</p> <p>LINEからのご予約は無料です</p> <p>個別相談 (オンライン or 対面) 空き日程確認</p>
<p>次回開催は調整中です。</p> <p>マネー講座 開催案内</p>	<p>1000万円以上 DeCo, DC 差が付くかも! 投資信託, など</p> <p>CHECK 運用状況を把握していますか?</p> <p>参考情報 (リンク集) Instagram 監修書籍 試し読み など</p>

こちらの「公式LINE」でも様々な情報をお届けしていますので、未登録の方は是非ご登録ください!

4児パパFP

北島 諭

KITAJIMA FP OFFICE / 北島未来経営研究所

〒920-0849 金沢市堀川新町5-1-3F(金沢Rise内) ←無料駐車場あり

TEL: 090-1536-8175 E-mail: info@kitajima-fp.com

正しい金融リテラシーの教育・普及活動を行い、子ども達と皆様
が安心出来る未来へのサポートを行うファイナンシャルプランナー

- ①金融・投資教育支援: 子供と家族の未来を考える会® 石川支部運営
- ②資産形成アドバイス、資産配分確認、家計・保険見直し等のFP相談全般
- ③所属保険代理店: ホロスプランニング

